

令和3年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和4年5月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長並びに瀬戸内市教育委員会に提出するものである。

また、同条第10項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和4年5月

瀬戸内市監査委員 小野 和倫

同 小野田 光

目 次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	1
第 5	監査の主な実施内容	1
第 6	監査の実施場所及び日程	1
第 7	監査の報告基準	2
第 8	監査の結果	3
1	指定管理の概要	3
2	監査の結果	3
3	指摘事項	4
(1)	法令等には違反しないが、適性を欠く事項で是正する必要があると認められるもの	4
4	指導事項	7
(1)	法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの	7
第 9	意見	8

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年瀬戸内市監査委員告示第2号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

第3 監査の対象

特定非営利活動法人瀬戸内市体育協会（瀬戸内市邑久スポーツ公園、瀬戸内市長船スポーツ公園、瀬戸内市邑久B & G海洋センター、瀬戸内市邑久B & G海洋センター艇庫、瀬戸内市長船B & G海洋センターの指定管理者）

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性等

第5 監査の主な実施内容

令和2年度の指定管理業務に関する事務が適正に行われているかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、事前にこれら関係書類を検査し、当日関係職員から対面によるヒアリングを実施した。

なお、本監査にあたっては、有限責任監査法人トーマツとの財政援助団体等監査委託契約に基づき、協力を得て行った。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所
令和4年2月15日（火）	特定非営利活動法人瀬戸内市体育協会	瀬戸内市邑久スポーツ公園

第7 監査の報告基準

1 監査結果の処理区分

監査委員は、瀬戸内市監査結果の処理区分基準（令和2年瀬戸内市監査委員告示第3号）において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

（1）指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

（2）指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

（3）勧告

監査結果のうち、特に措置を講じる必要があると認められるもの

2 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項の規定に基づき、監査の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第 8 監査の結果

1 指定管理の概要

瀬戸内市邑久スポーツ公園、瀬戸内市長船スポーツ公園、瀬戸内市邑久B & G海洋センター、瀬戸内市邑久B & G海洋センター艇庫、瀬戸内市長船B & G海洋センターについて、市は、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年条例第 67 条）等に基づき、市長又は教育委員会が指定する者に管理を行わせることができるとされている。

そこで、教育委員会社会教育課は、平成 22 年度から特定非営利活動法人瀬戸内市体育協会（以下「体育協会」という。）を指定し、引き続き、瀬戸内市邑久スポーツ公園、瀬戸内市長船スポーツ公園、瀬戸内市邑久B & G海洋センター、瀬戸内市邑久B & G海洋センター艇庫、瀬戸内市長船B & G海洋センターの管理運営業務を行わせている。

社会教育課は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの管理運営業務を行わせるにあたり、瀬戸内市スポーツ公園及び瀬戸内市B & G海洋センター指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）、瀬戸内市スポーツ公園及び瀬戸内市B & G海洋センター指定管理者仕様書（以下「業務仕様書」という。）、各年度の瀬戸内市スポーツ公園及び瀬戸内市B & G海洋センター指定管理者協定書（以下「年度協定」という。）に詳細を定めている。

2 監査の結果

監査したところ、事務処理にあたり是正、改善すべき事項が認められたので、次ページ以降に指摘事項を示すものとする。

3 指摘事項

- (1) 法令等には違反しないが、適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
- ア 体育協会は、物品を購入する際の手続きについて、処理経過の履歴を残すよう是正する必要があるもの

特定非営利活動法人瀬戸内市体育協会事務局規程（平成 22 年）によると、事務局長の専決事項として、規定金額内の支出について定めている。また、物品の購入、管理については事務局の事務分掌とされており、事務局の事務処理は、特に会長の決裁を必要とするもののほかは、本会理事長及び事務局長の決裁を受けるものとされている。

物品の購入について確認したところ、体育協会によれば、事前に口頭で事務局長の承認を得ているとのことであったが、注文書や購入起案等の書面での証跡が残されておらず、適切な決裁者により必要な承認がなされているか確認できない状況にあった。また、物品購入後に納品物と発注書等との照合や、検収調書等の書面作成がなされておらず、発注した物品が適切に納品されているか確認ができない状況にあった。

したがって、体育協会は、必要な記録を残す等、後日、物品の購入についての処理経過を明らかにできるよう、事務を是正する必要があると認められる。

イ 契約を締結する際の手続きについて、明文化した規程等を制定する必要があるもの

業務仕様書によると、体育協会は、施設の効用を最大限に発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営により、市民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の削減に努めること、また、指定管理業務等に関する必要な規定を作成し、事務の規範を定めることとされている。

物品購入時の契約等について確認したところ、契約を締結する際に、複数者から見積書を徴している場合と、単独の者のみから見積書を徴している場合があった。なお、契約を行う際の事務手続きを定めた内規等はないとのことであった。

したがって、体育協会が契約の手続きの規範となる規定を定めず、管理運営費の削減が図れているかを確認しないまま契約を締結していたことは、是正する必要があると認められる。

ウ 市からの貸与備品の管理が不十分であり、是正する必要があるもの

瀬戸内市物品管理規則¹（平成 16 年規則第 52 号）によると、市は、備品について備品台帳を整備し、備品整理票又はこれに代わる適当な表示を行い、常に照合、点検及び実態の把握をしなければならないとされている。

令和 2 年度の年度協定によると、社会教育課は、備品所管状況表に掲載した備品について、体育協会へ無償で貸与することとなっている。また、業務仕様書によると、体育協会は、備品の台帳を作成し、適正に管理することとされている。

備品について監査したところ、次の事態が見受けられた。

- ① 体育協会が作成した備品の台帳の規格欄に記載されている品名と、実際の品名が異なっており、備品の台帳と現物との正確な照合が困難な状況になっていた。
- ② 備品整理票が貼られていないものや、備品整理票の劣化が激しく、備品の登録番号等が確認できないものがあった。
- ③ 備品の台帳に登録されていない備品があり、確認したところ、牛窓体育館から移動させた備品であった。

したがって、体育協会は、備品を適正に管理できるよう、備品の台帳及び備品整理票の整備状況について、是正する必要があると認められる。

¹ 瀬戸内市物品管理規則第 22 条

4 指導事項

(1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア 体育協会が業務を委託する際の手続きができておらず、改善する必要があるもの

基本協定書によると、体育協会は、業務の一部について、事前に市長の承認を受けたときを除き、第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこととされている。また、体育協会は、収支状況等を含む報告書（以下「実績報告書」という。）を社会教育課に提出することとされており、社会教育課は、体育協会に対して業務の実施状況や経費等の収支状況等について説明を求められることができるとされ、業務実施の内容が社会教育課の示した条件を満たしていないと判断したときは、体育協会に対して指導することができることとされている。

体育協会が第三者に委託している業務について確認したところ、体育協会は、社会教育課の承認を受けないまま業務を第三者に委託していた。また、社会教育課は、体育協会の実績報告書に委託料の支出が記載されているにもかかわらず、委託業務の実施状況及び事前の承認について確認等を行っていなかった。

したがって、体育協会は、業務の一部を第三者に委託するにあたっては、少なくとも契約締結前に契約書案等の写しを社会教育課に提示するなどの方法により、承認を受けるよう改善する必要があると認められる。

また、社会教育課は、基本協定書に基づき適正に第三者へ委託する際の手続きを行うよう、体育協会に対して指導する必要があると認められる。

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書添付意見

第9 意見

令和3年度財政援助団体等監査を実施する中で、監査の結果で述べたことのほか、次の点に留意し改善することを求める。

体育協会及び社会教育課は、体育施設等の年間利用総人数等は把握していたが、市の施設をより活用する企画等を検討する際には、年間利用総人数等だけではなく、様々な数値等を把握し、日別、時間帯別等の利用率等を用いた分析を行い、施設のより一層の利用率向上に努めることを希望する。

また、体育協会では、会計業務等を行う職員が1人しかいない、切手類が金庫以外で保管されている等の状況が見受けられた。これらにより、会計業務等の遅延や盗難等、事業の円滑な実施に支障をきたす可能性があることから、体育協会は、自らの人員規模等も踏まえながら、その体制や業務の分担について検討していただきたい。

最後に、指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度である。市は、指定管理者に施設の管理運営を全て委ねきりにするのではなく、各施設の利用率等を把握するとともに、指定管理者と協力し、市民サービスのより一層の向上を図ることを希望する。